

国立大学法人東京外国語大学大学院学則

〔 平成 4 年 4 月 30 日
制 定 〕

改正

平成 6 年 4 月 1 日	平成 6 年 10 月 12 日
平成 7 年 4 月 6 日	平成 8 年 4 月 19 日
平成 9 年 5 月 28 日	平成 11 年 4 月 28 日
平成 12 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
平成 13 年 10 月 24 日	平成 14 年 1 月 30 日
平成 14 年 4 月 1 日	平成 14 年 9 月 25 日
平成 15 年 3 月 28 日規則第 15 号	平成 15 年 4 月 30 日規則第 27 号
平成 15 年 10 月 29 日規則第 47 号	平成 16 年 3 月 24 日規則第 29 号
平成 16 年 10 月 1 日規則第 195 号	平成 17 年 4 月 1 日規則第 14 号
平成 18 年 2 月 21 日規則第 2 号	平成 19 年 3 月 27 日規則第 36 号
平成 19 年 6 月 27 日規則第 52 号	平成 20 年 3 月 3 日規則第 15 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 10 号	平成 22 年 3 月 23 日規則第 23 号
平成 23 年 3 月 29 日規則第 8 号	平成 24 年 3 月 27 日規則第 20 号
平成 25 年 2 月 26 日規則第 60 号	平成 27 年 3 月 27 日規則第 76 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 10 号	平成 28 年 11 月 8 日規則第 87 号
平成 29 年 12 月 19 日規則第 58 号	平成 31 年 1 月 25 日規則第 3 号
令和 2 年 3 月 26 日規則第 29 号	令和 2 年 6 月 30 日規則第 49 号
令和 2 年 9 月 29 日規則第 59 号	令和 4 年 3 月 22 日規則第 11 号
令和 5 年 2 月 28 日規則第 22 号	令和 5 年 6 月 20 日規則第 85 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 30 号	令和 7 年 1 月 21 日規則第 1 号

東京外国語大学大学院規則（昭和 41 年 5 月 11 日制定）の全部を改正する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日制定。次条において「組織規則」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、東京外国語大学（以下「本学」という。）大学院について必要な事項を定める。

第 2 条 削除

第 2 章 組織

(組織)

第 3 条 本学大学院に、総合国際学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の組織については、別に定める。

(目的)

第 3 条の 2 研究科は、地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とする専門研究及び領域横断的・総合的な研究を深めるとともに、その知見をもって、多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を修得し、世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材を育成することを目的とする。

(課程)

第 4 条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

2 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(博士前期課程)

第5条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(専攻及び収容定員)

第7条 研究科に以下のとおり専攻を置き、目的を定める。

(1) 博士前期課程

ア 世界言語社会専攻

世界諸地域の言語・文化・社会を複合的・総合的に捉える視点から教育・研究を行うことにより、専門的知識と高度な研究能力とともに、地球社会化時代にふさわしい双方向のコミュニケーション力、コーディネーション能力、コンフリクト耐性力を備えた多言語グローバル人材を養成し、社会に送り出す。

イ 国際日本専攻

世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す。

(2) 博士後期課程

ア 世界言語社会専攻

世界諸地域の言語の高度な運用能力を持ち、その文化・社会に対する的確な知識・知見を身につけ、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる人材を育成する。

イ 国際日本専攻

日本に関する分野の専門知識を備えると同時に、広く日本を俯瞰し、世界の中での日本を論じることのできる能力を身につけた人材を育成する。特に、留学生の場合は、研究遂行に必要な高度な日本語力と、日本社会への理解を備えた人材を育成する。

ウ 共同サステイナビリティ研究専攻

人文社会科学・理工学・農学間の協働の視点を身に付け、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる実践型グローバル人材を育成する。

2 専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
総合国際学	世界言語社会専攻	102人	204人	世界言語社会専攻	27人	81人

	国際日本専攻	46人	86人	国際日本専攻 共同サステイナビリティ研究専攻	10人 3人	30人 9人
合計		148人	290人	合計	40人	120人

(履修コース)

第7条の2 博士前期課程の専攻に応じ、次表に掲げる履修コースを設定する。

専 攻	履 修 コ ー ス
世界言語社会専攻	言語文化コース、国際社会コース及び Peace and Conflict Studies コース
国際日本専攻	国際日本コース及び日本語教育リカレントコース

2 前項各コースに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前項の学生の履修上の区分は、第7条の2に規定する国際日本専攻日本語教育リカレントコース（以下「日本語教育リカレントコース」という。）とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第9条第1項及び第3項に定める在学期間を超えることができない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(在学年限)

第9条 博士前期課程の学生は、当該課程に4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、日本語教育リカレントコースの学生は、当該課程に2年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の学生は、当該課程に6年を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を春学期、夏学期、秋学期及び冬学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は、別に定める。

(休業日)

第12条 授業の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2 学長は、必要があるときは、前項の休業日に授業を行い、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第3号から第5号の期間は、別に定める。

(建学記念日及び創立記念日)

第13条 本学の建学記念日は、11月4日とし、創立記念日は、4月22日とする。

第5章 入学の時期、入学資格、休学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(博士前期課程の入学資格)

第15条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと本学が認めるもの

- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
(博士後期課程の入学資格)

第16条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月1日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学の出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、学力試験及び出身大学長の提出する成績証明書の成績等を総合して行うものとする。

2 学力試験の方法、時期等については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第19条 前条の規定による合格者で入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料徴収免除又は猶予申請を受理された者を除き、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学及び復学)

第20条 疾病その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病等のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、通算して博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、日本語教育リカレントコースの学生は、通算して1年を超

えることができない。

5 休学期間は、第8条の修業年限及び第9条の在学年限に算入しない。

6 学生は、休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、博士前期課程の学生が休学することなく、当該大学の大学院において必要な研究指導を受けること並びに専攻に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により、学生が修得した授業科目及び単位については、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院又は研究所（以下「外国の大学院等」という。）との協議に基づき、博士後期課程の学生が休学することなく、当該外国の大学院等において、専攻に関する研究指導を受けることを許可することができる。

4 留学許可及び単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(休学等による共同研究指導に基づく学位授与)

第21条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、博士後期課程の学生が休学又は在学中に、本学と当該外国の大学院等において、専攻に関する共同の研究指導を受け、学位を授与することを許可することができる。

2 共同の研究指導に基づく学位授与の許可の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(転学及び転入学)

第22条 学生が他の大学（国際連合大学を含む。）の大学院に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学（国際連合大学を含む。）の大学院学生が、本学大学院に転入学しようとするときは、選考のうえ、学長が許可することがある。

3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、その一部又は全部を認めることがある。

(退学及び再入学)

第23条 病気その他の理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならぬ。

2 前項により退学した者が、再入学を申し出たときは、別に定めるところにより、選考のうえ許可することがある。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第9条に定める在学年限を超えた者

(2) 第20条第3項に定める休学期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者若しくは半額免除が許可になった者で所定の期日までに入学料を納付し

ない者又は徵収猶予を許可された者で猶予された期日までに入学料を納付しない者

第6章 授業科目・単位及び履修方法等

(教育方法)

第25条 研究科の教育は、授業科目の授業、修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。

3 博士前期課程及び博士後期課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位)

第26条 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別に定める。

(履修手続)

第26条の2 授業科目の履修にあたっては、学期ごとに所定期間に履修手続きを行うものとする。

(担当教員)

第27条 研究科の主要授業科目を担当する教員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

(1) 教授、准教授

(2) 大学院設置基準第13条第2項による連携大学院方式の客員教授又は客員准教授

(3) 本学大学院教授会が認める客員教授又は客員准教授

2 研究科の主要授業科目以外の授業科目を担当する教員は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(履修方法)

第28条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、博士前期課程にあっては30単位以上を、博士後期課程にあっては12単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

2 学生は、授業科目の履修指導及び研究指導のため、主任指導教員の指導を受けなければならない。

3 主任指導教員は、学生が属する専攻の授業を担当する教員のうち、前条第1項各号に該当する教員をもって充てる。

4 第1項で定める修了に必要な単位の履修方法は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第29条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、本学大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大

臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修単位の認定)

第29条の2 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び第29条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学大学院等における研究指導)

第30条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、国内の他の大学との協議に基づき、本学大学院の学生が当該大学の大学院又は研究所等において、専攻に関する研究指導を受けることを許可することができる。ただし、博士前期課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第30条の2 授業科目等の単位数は、1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準として、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

(授業科目の単位の認定等)

第31条 履修した授業科目の単位認定は、試験やレポートその他の方法により、学修の成果等を評価し、認定する。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者には、追試験を受けさせることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをA、B、C及びDの4種とし、評語に対する成績及び合否は、次表に掲げるとおりとする。

評語	成績	合否
A	100点～80点	合格
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D	59点以下	不合格

- 4 各履修授業科目の単位の認定は、学期末に行うものとする。
- 5 修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文（以下「学位論文等」という。）の試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

6 第21条、第29条及び第29条の2の規定に基づき認定する成績（本学において修得した単位は除く。）の表示は、「認」とする。

7 第1項及び第2項の規定において不正行為を行ったと認められる者については、同一学期又はその年度に履修した全ての授業科目の成績を不合格とする。

第31条の2 授業時間は、次表のとおりとする。

第1限	第2限	第3限	第4限	第5限	第6限	第7限
8:30 ～ 10:00	10:10 ～ 11:40	12:40 ～ 14:10	14:20 ～ 15:50	16:00 ～ 17:30	17:40 ～ 19:10	19:20 ～ 20:50

2 集中講義及び補講の授業時間は、そのつど定める。

（学位論文等の審査及び最終試験）

第32条 学位論文等の提出、その審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

第7章 課程修了の要件及び学位等

（博士前期課程修了の要件）

第33条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の専攻の目的に応じて修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者又は日本語教育リカレントコースの学生は、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第29条の2の規定に基づき、本学大学院において修得したものとみし単位を認定された場合において、認定された単位数及びその修得に要した期間その他を勘案して、博士前期課程の教育課程の一部を履修したと本学大学院が認めるときは、1年を超えない範囲で本学大学院に在籍したものとみなすことができるものとする。ただし、本学大学院博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（博士後期課程修了の要件）

第34条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げたと認められる者は、博士前期課程2年修了者の場合にあっては博士後期課程に1年以上、博士前期課程を1年で修了した者の場合にあっては博士後期課程に2年以上、それぞれ在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第2号、第3号及び第4号の規定により、本学大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で退学した者も、博士論文の審査及び最終試験を受けることができる。

(学位)

第35条 博士前期課程を修了した者には、専攻の履修に応じ、修士（学術）、修士（文学）、修士（言語学）及び（国際学）の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士（学術）の学位を授与する。

3 前項に定める博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格)

第36条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者、又は中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第37条 学生として、表彰に値する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第38条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みのない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第9条の在学年限に算入し、第8条の標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3月を超えないときは、教授会の議を経て第8条の標準修業年限に算入することができる。

第9章 研究生等

(研究生)

第39条 研究科において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第40条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第42条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、研究科に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料等

(授業料等)

第44条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人東京外国语大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(休学の場合の授業料)

第45条 休学を許可し、又は命じた場合、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の始めから休学する場合は、休学した月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予、並びに寄宿料の免除)

第46条 入学料又は授業料の納付は、経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、又はその他止むを得ない事情があると認める場合は、願い出により全額又は一部を免除又は徴収猶予、寄宿料の納付は、特別の事情があると認められる者に対しては、願い出により、免除することがある。

2 入学料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。

3 授業料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。

4 寄宿料の免除については、別に定める。

(検定料の免除)

第46条の2 風水害等の災害を受ける等止むを得ない事情があると認める場合は、願い出により検定料の全額を免除することがある。

2 検定料の免除については、別に定める。

(既納の授業料等)

第47条 既納の授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学する月の前月末日までに入学を辞退した場合及び前半期（春学期及び夏学期をいう。）分授業料徴収の際、後半期（秋学期及び冬学期をいう。）分授業料を併せて納付した者が、後半期 分授業料の徴収時期

前に休学又は退学した場合、及び検定料については、第46条の2の規定により免除された場合は、この限りでない。

第48条 削除

第11章 研究指導

(担当資格)

第49条 研究科で行われる授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第50条 削除

第51条 削除

第12章 雜則

(学則の準用)

第52条 この規則に定めるもののほか、本学大学院に関し必要な事項は、学則を準用する。

附 則

- この規則は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 平成4年4月1日前に在学する者については、なお従前の例による。
- 第7条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度から平成5年度までは、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成4年度	平成5年度
博士前期課程			
ヨーロッパ	第1二三	専攻	20人
ヨーロッパ	第1二三	専攻	20人
ヨーロッパ	第1二三	専攻	9人
アーティスト	第1二三	専攻	20人
アーティスト	第1二三	専攻	10人
アーティスト	第1二三	専攻	10人
日本	専攻		25人
計		114人	

課程・専攻名	年度	平成4年度	平成5年度
博士後期課程 地域文化専攻		16人	32人

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年10月12日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

- この学則は、平成 8 年 4 月 19 日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 7 条に定める収容定員は、平成 8 年度及び平成 9 年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成 8 年度	平成 9 年度
博士前期課程 ヨーロッパ 第一 専攻 ヨーロッパ 第二 専攻 ヨーロッパ 第三 専攻 アジア 第一 専攻 アジア 第二 専攻 アジア 第三 専攻 日本		40人 40人 18人 40人 20人 20人 57人	
計		235人	

課程・専攻名	年度	平成 8 年度	平成 9 年度
博士後期課程 地域 文化 専攻		50人	52人

附 則

- この学則は、平成 9 年 5 月 28 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 平成 9 年 3 月 31 日に在学する者の前期課程及び後期課程に開設する授業科目、単位数並びに後期課程の履修方法については、改正後の第 26 条別表第 1 及び別表第 2 並びに第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 11 年 4 月 28 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 7 条に定める収容定員は、平成 11 年度及び平成 12 年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成 11 年度	平成 12 年度
博士後期課程 地域 文化 専攻		58人	62人

附 則

- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 6 号及び第 16 条第 4 号の規定は、平成 11 年 8 月 31 日から適用する。

- 2 第7条に定める収容定員は、平成12年度及び平成13年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成12年度	平成13度
博士後期課程 地域 文化 専攻	63人	68人

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
 2 第7条に定める収容定員は、平成13年度及び平成14年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成13年度	平成14度
博士後期課程 地域 文化 専攻	69人	71人

附 則

この学則は、平成13年10月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
 2 第7条に定める収容定員は、平成14年度及び平成15年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成14年度	平成15年度
博士前期課程 ヨーロッパ 第一 第二 第三 専攻 ヨーロッパ 第一 第二 第三 専攻 ヨーロッパ 第一 第二 第三 専攻 アーティザニア 第一 第二 第三 専攻 アーティザニア 第一 第二 第三 専攻 アーティザニア 第一 第二 第三 専攻 日本	40人 40人 18人 44人 20人 20人 64人	
計	246人	

課程・専攻名	年度	
	平成14年度	平成15度

博士後期課程 地 域 文 化 専 攻	73人	76人
-----------------------	-----	-----

3 平成13年度以前の入学者の履修コースについては、第7条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第7条に定める収容定員は、平成15年度及び平成16年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成15年度	平成16度
博士後期課程 地 域 文 化 専 攻	77人	80人

3 平成14年度以前の入学者の履修コースについては、第7条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年10月29日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第7条に定める収容定員は、平成16年度及び平成17年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成16年度	平成17年度
博士前期課程 ヨーロッパ 第一 専攻	45人	
ヨーロッパ 第二 専攻	40人	
ヨーロッパ 第三 専攻	20人	
アジア 第一 専攻	53人	
アジア 第二 專攻	23人	
アジア 第三 専攻	23人	
日本 専攻	69人	
計	273人	

課程・専攻名	年度	
	平成16年度	平成17年度
博士後期課程 地域 文化 専攻	83人	87人

附 則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第7条に定める収容定員は、平成17年度及び平成18年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成17年度	平成18年度
博士後期課程 地域 文化 専攻	97人	110人

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第7条に定める収容定員は、平成18年度にあっては、同条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成18年度	
博士前期課程 言語 文化 専攻	47人	
言語 応用 専攻	34人	
地域 国際 専攻	37人	
国際 協力 専攻	30人	
計	148人	

3 博士前期課程ヨーロッパ第一専攻、ヨーロッパ第二専攻、ヨーロッパ第三専攻、アジア第一専攻、アジア第二専攻、アジア第三専攻及び日本専攻は、改正後の学則7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- この学則の第26条別表は、平成20年4月1日から施行する。
- 第21条、第21条の2、第30条の規定は、平成20年4月1日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から適用する。
- 大学院地域文化研究科各専攻は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。
- 前項に規定する大学院地域文化研究科各専攻に在学する学生に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、大学院総合国際学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は大学院総合国際学研究科において定めるものとする。
- 大学院地域文化研究科長は、第2項の規定により大学院地域文化研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。この場合において、置くものとされた大学院地域文化研究科長は、大学院総合国際学研究科長をもって充てるものとする。
- 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度にあっては、次のとおりとする。

年度 課程・専攻名	平成21年度	平成22年度
博士前期課程		
言語文化専攻	47人	
言語応用専攻	34人	
地域・国際専攻	37人	
国際協力専攻	30人	
計	148人	

年度 課程・専攻名	平成21年度	平成22年度
博士後期課程		
言語文化専攻	20人	40人
国際社会専攻	20人	40人
計	40人	80人

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第7条第2項に定める収容定員は、平成28年度にあたっては、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	博士前期課程	
	専攻名	収容定員
総合国際学	世界言語社会 国際日本	102人 46人
合 計		148人

- 3 博士前期課程言語文化専攻、言語応用専攻、地域・国際専攻及び国際協力専攻は、改正後の大学院学則第7条及び第7条の2の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻及び履修コースに在学する者が当該専攻及び履修コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年11月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位数等については、なお従前の例による。

- 3 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度にあっては、次のとおりとする。

年度 課程・専攻名	平成30年度	平成31年度
博士後期課程		
世界言語社会専攻	30人	60人
国際日本専攻	10人	20人
計	40人	80人

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成31年度及び平成32年度にあっては、次のとおりとする。

年度 課程・専攻名	平成31年度	平成32年度
博士後期課程		

世界言語社会専攻	57人	84人
国際日本専攻	20人	30人
共同サスティナビリティ	3人	6人
研究専攻		
計	80人	120人

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月30日から施行し、改正後の国立大学東京外国語大学大学院学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年6月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日に総合国際学研究科博士後期課程に在学する者の取扱いについては、なお従前の例による。